

議案第 68 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町有施設の管理運営の不備により発生した自動車のタイヤ破損に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 9 日

三朝町長      松 浦 弘 幸

1 相手方

倉吉市 個人

2 和解の趣旨

町は、損害賠償金 10,470 円を支払うものとする。

3 事件の概要

和解の相手方が町道高清水高原線を車両により通行していたところ、アスファルト路面の一部が欠損した穴状の段差の上を通過した際に、右前輪のタイヤがパンクしたものである。